

70歳以上の方の「高額療養費」上限額（自己負担限度額）の一部が変更されています

医療費の家計負担が重ならないよう、医療機関の窓口で支払う医療費が1ヶ月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた部分を支給する「高額療養費制度」があります。法改正により70歳以上の方の高額療養費の上限額（自己負担限度額）が下記のとおりとなりました。

■平成30年8月診療から 部分が変更箇所

被保険者の所得区分			自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)
現役並み 所得者	変更あり	現役並みⅢ 標準報酬月額83万円以上 (負担割合3割)	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% [多数該当：140,100円]	
		現役並みⅡ 標準報酬月額53~79万円 (負担割合3割)	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% [多数該当：93,000円]	
		現役並みⅠ 標準報酬月額28~50万円 (負担割合3割)	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% [多数該当：44,400円]	
一般所得者	一部 変更あり	区分なし	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数該当：44,400円]

<計算例>

【事例】医療費総額100万円で所得区分：現役並みⅠ（標準報酬月額28万~50万円）の場合

- ① 限度額適用認定証を提示せずに病院・薬局窓口で支払う額：「現役並みⅢ」の計算式で算出されます
 $252,600円 + (1,000,000円 - 842,000円) \times 1\% = \underline{254,180円}$
 →病院受診から約3ヵ月後に、健康保険組合より本来の自己負担限度額との差額の還付金
 $(254,180 - 87,430 = 166,750円)$ を被保険者へ自動給付します。（健保への申請は不要です。）
- ② 限度額適用認定証を提示して病院・薬局窓口で支払う額：「現役並みⅠ」の計算式で算出されます
 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = \underline{87,430円}$

※①②のいずれも最終的な自己負担額は同じですが、①の場合、一旦は高額な医療費を立替払いすることになります。

高額な医療費を支払う負担が大きい方は、事前に限度額適用認定証の交付申請をされることをおすすめします。

平成30年7月診療分までは、所得区分が一般・現役並み所得の方は「高齢受給者証」を提示することにより、病院・薬局の窓口で自己負担限度額までの支払いとされていましたが、平成30年8月診療分から所得区分が**現役並みⅠおよびⅡの方で医療費の支払いが高額になる可能性のある場合は、ワールド健保へ「限度額適用認定証」の交付申請をして下さい。**（所得区分が一般、現役並みⅢの方は従来どおり「高齢受給者証」を提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。）

<限度額適用認定証の申請方法>

ワールド健保ホームページより健康保険限度額適用認定申請書を印刷し、必要事項を記入の上、ワールド健保へ直接ご送付下さい。（申請書を印刷できない場合は郵送いたしますので、ご連絡下さい。）